

第1回 規制改革会議 会議終了後記者会見録

日時:平成 20 年 6 月 5 日 (木) 15:28 ~ 16:24

場所:永田町合同庁舎 1階 第1共用会議室

○木場委員 皆様、お待たせいたしました。これから記者会見を始める前に、資料の確認をお願いいたします。

大変申し訳ございません。ナンバリングをしておけばよかったです、間に合いませんでした。お配りした順番になっていると思いますが、番号を振っていただけると、この後、非常にスムーズにまいります。

資料①が「規制改革会議の運営方針（改定案）」でございます。

資料②が「平成 19 年度措置事項等のうち主なもの」でございます。

資料③が「平成 19 年度措置事項等で措置が不十分な項目についての規制改革会議の見解」でございます。

資料④が「地域振興分野における規制改革の成果例」という 1 枚のものでございます。

資料⑤が「教職大学院修了者の採用・処遇における公平性の確保について」でございます。

以上、5 種類の資料をお配りしました。過不足がありましたら、挙手願えますでしょうか。お持ちいたします。よろしいですか。

それでは、記者会見を始めさせていただきます。

今日は、お忙しい中、多数お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議では、ただいまナンバリングしていただきました資料①「規制改革会議の運営方針（改定案）」を用いまして、本年末に予定されております第 3 次答申に向けた規制改革会議の基本方針や検討体制、更に社会保障、少子化対策等、7 つの重点課題と今後のスケジュールについて、審議、了承されました。

それでは、まず初めに、議長よりポイント箇所について、皆様に御報告申し上げます。議長、よろしく申し上げます。

○草刈議長 今年に入って、3 月まではいろいろやっていたんですけども、4 月以降、後で出てきますが、措置したものをきちんとやっているかどうかのチェックをずっとやって、やっていないものは駄目だよという作業を随分力を入れてやっていただきました。

この運営方針の資料ですけれども、「1. 基本方針」のところは従来と全く変えてございません。要すれば、国民の生活が豊かになるような規制改革をしていくんだというのが基本的な姿勢でございまして、2 ページ目に書いてあることを一言で言えば、そういうことに向けて、我々この会議としては、大いに努力をしていこうではないかというつもりであります。

変えたところだけ申し上げますと、まず 3 ページ目です。

「3. 重点課題」と書いてありますが、今まではこういう形で 7 つのくくりではなくて、

15 個ぐらいのタスクフォースという形でやっていました。4 ページ目にタスクフォースの構成がありますので、見てください。要するに、それを 7 つのグループに分けて、同じような性格のもの、あるいはタスクとして近似性の非常に高いものを一つずつまとめたということです。

この中でアンダーラインが引いてあるところに委員の方の名前を書いておりますが、この人がそのグループの責任者というところをさせていただければいいかと思えます。

続けて済みませんが、3 ページ目の「3. 重点課題」の 7 つの重点課題というのは、今のタスクフォースをグループにまとめたものになって、この 7 つの重点課題として理解をさせていただければいいかと思えます。

もう一つ、今までとちょっと違うのは「4. 今後のスケジュール」でございます。

今までというか、去年とちょっと変えているのは、去年は、5 月末あるいは 6 月の初めに第 1 次答申を出したんです。それは、たまたま安倍内閣に変わったばかりで、我々の会議も新しい会議体になってから初めてだったので、今までのおさらいと今後の展開を含めて、1 回そこで答申を出そうではないかということで、第 1 次答申という形で出しました。

その後、年末に第 2 次答申、この 3 月に 3 か年計画の改定という形で、これまでのとりまとめを行ったので、それをフォローアップして、きちっと成果が反映されているかどうかというのをやってきたのが 6 月までの我々の活動として、その 6 月の「各タスクフォース等を中心に調査審議」というのが、まさにそれに当たります。

後で御説明しますが、こうやってやっている間にきちんと進んでいるものと、全然進んでいないものと、少し進んでいるけれどもまだ全然だめというのと、約束事が果たされているか、果たされていないかという辺りが、せつかく閣議決定されたものがきちんと生かされているかということを中心に今までチェックしてきたということで、これについては後で御報告いたします。

6 月下旬から 7 月上旬までにやりたいと思っておりますけれども「中間とりまとめ」を決めて、公表したいと思っております。それは、要するにこれまでの規制改革の流れ等々を踏まえて、我々がこれから取り組まなければいけない課題とそれへの我々の考え方をきちっとまとめていこうということで、この 2 か月ほど、各事務局と主査を中心に精力的に討議をしまりましたので、これを「中間とりまとめ」として公表する。

その後は、それぞれのテーマを決めて、タスクフォースを中心に調査、あるいは審議をしていく。言ってみれば、各省との交渉をやっていって、11 月下旬ごろに第 3 次答申（素案）をつくって、12 月下旬ごろにその刈取りとして第 3 次答申を出す。3 月下旬に、それも含めた 3 か年計画の再改定をするというのがスケジュールでございます、7 月以降のところは、去年と同じだと考えていただければ結構です。

私の補足説明は、以上でございます。

○木場委員 どうもありがとうございました。

では、続きまして、平成 19 年度措置事項におけます規制改革会議のフォローアップ状

況を御紹介させていただきます。お配りしました資料②ですが、こちらは平成 19 年度措置事項のうちに会議として重点的にフォローアップした主なものをまとめました。

続いて、資料③ですが、こちらはそのうち閣議決定されているにもかかわらず、所管省庁の取組みが特に不十分と考えられているものをピックアップいたしました。更にどういう点で不十分なのか、規制改革会議の見解を加えたものとなります。本日は、資料③を今から使いまして、国民生活に関わりの深い医療、保育、教育に関して、網かけされた重要度の高い部分をそれぞれのタスクフォースの各主査、欠席の場合は委員より、御説明申し上げたいと思います。

まず最初に、医療より、松井主査、お願いいたします。

○松井委員 与えられた時間は 5 分なので、40 分ちょっとまで、網かけの部分について御説明します。

この網かけの部分は、評価は「××」と書いてありますけれども、医療の中でも全く不十分、アウト・オブ・クエスチョンというマターであります。両方とも支払基金、正確には社会保険診療報酬支払基金という「特別の法律により設立される民間法人」と位置づけられていますけれども、この支払基金の合理化案及びその合理化案に基づいた手数料体系について要求したことに対して、現在のところ全く不十分な措置が立てられているということでございます。

まず、1 番目の合理化計画ですけれども、この支払基金の事務職員は現在 5,300 人おります。この 5,300 人が、病院から来たいわゆるレセプト、診療報酬明細書を受け取って、チェックをして、その上で、健康保険組合に請求する。支払い、審査をしているということなんですけれども、このコストが年間大体 800 億円。人件費が 500 億円で、残りの 300 億円ぐらいがもろもろのコスト。

勿論この 5,300 人が全てのチェックをやっているわけではなくて、実際は医学の専門的な部分については、大体延べで 4,000 人ぐらいのお医者さんをアルバイトとして雇って、この人たちのアルバイト料も含めて、大体 800 億円ぐらいかかっている、これを合理化しろということです。

オンラインになれば、当然のことながら自動的な、例えば支払業務については自動化されるわけですから、これに要する人員は要らないだろう。ないしは、いわゆる診療報酬点数表という電話帳みたいなマニュアル本、緑本というものがあるんですけれども、これを目でチェックするという作業。足し算、引き算が合っているか、間違っているかというたぐいのももコンピュータを通ることによって自動的にチェックされるから、そういうものは要らないだろう。となると、最後は、お医者さんが専門的な見地から見ていかなものかということに集中できるだろうということで、業務の流れを変えなさい、これを去年 12 月までに出せと言ったら、こうして、つまらない合理化案が出てきた。人員について言うと、自然減。向こう 5 年間で 900 人。ただ 900 人を削減するのではないんです。そのうち 400 人は、今まで足りなかった審査に回すから、5 年間で 500 人を削減できますと言

ってきている。その他諸々のコストを合わせて、大体 50 億円削減という合理化案が出てきました。こんなんじゃないかと不十分でしょうということで「××」。

2 番目は、それに基づいた手数料体系について、今年の 3 月までに示せと言ったら、示してきました。現在、1 枚当たり 114 円 20 銭。これが 8 億枚あるから、先ほど言ったように 800 億円かかっているわけですが、この 114 円 20 銭の審査支払手数料をどのくらい下げられるかという提示してきた金額が、8 円低減されますと。114 円が 8 円低減されるということで、これもアウト・オブ・クエスチョン。

因みに、韓国では、もう随分前にオンライン化しているんですけども、大体レセプト枚数が約 7 億枚弱。これに要している審査人員は、1,500 人です。1,500 人で、勿論物価水準すなわち人件費が違いますが、大体 100 億ぐらいの費用で審査をやっている。日本の 8 分の 1 です。

一概に比較できませんけれども、少なくとも人数においては、五千何百人を千何百人に減らしたら、現在の支払基金の人件費は一人当たり年収 900 万円ですから、したがって、3,000 人減らせれば、それだけで約 300 億の経費が節減できる。この経費は、申すまでもなく健保が払っている。健保を支えているのはサラリーマンですから、そういうことで、この程度の削減では認められないということです。

尚、この支払基金の理事長は、歴代元社会保険庁長官であります。現在もそうです。例外なく、社会保険庁長官が理事長になっております。それから、専務理事等々は、厚労省のOBです。これを天下りとは言わなくて、民間だから、たまたまそう言ったと彼らは言っております。

最後に、もっとマシな合理化案、それに基づく手数料体系を示せということは、これから引き続き要求しますが、より大事なものは、本来、チェックとかそういったものは、健保が有する権利です。健康保険法では、支払基金で審査をしてもよいと書いてあるんです。「しなければいけない」とは書いていない。「してもよい」と書いてあるんです。

実は、健康保険法の条文には、はっきり健保が直接審査をするというのが原則である。ただし、できない場合は、支払基金にそれを託してもよい。国保の場合は国保連に託してもいいというのが普通の読み方です。

この直接審査というものをやってくれと。ただし、ネックがあります。医療機関の同意が必要です。日本に何万とある医療機関に、それぞれ同意をとらなければ直接審査はできないということになっているので、この同意要件を外すことが、まず大事ではないかということによって要求していきたいと思っております。

直接審査をしてもいいし、支払基金にも託してもいい。いずれにしても、競争環境をつかって、どれだけ効率的に安くこういった審査業務ができるか。こういう環境を整えることが一番大事ではないかなということ、そういうベースでこれから厚労省と折衝をしていきたいということです。

以上です。

○木場委員 松井主査、ありがとうございました。

では、2枚目、福祉・保育・介護タスクフォースの白石主査が欠席のため、翁委員、よろしく願いいたします。

○翁委員 2ページの6番と7番に、保育について今後重点的に取組みたいと思っておりますものを2つ書いております。

1つが「直接契約・直接補助方式の導入」で、もう一つが「保育所の入所基準に係る見直し」でございます。

6番の方ですけれども、そこに書いておりますが、これは利用者が保育所を選択する直接契約方式を導入する方向で、認証保育所制度の実態を踏まえて検討を行う。また、利用者に対する直接補助方式を導入して、家庭ごとに要保育度を設定し、保育サービス利用量を設定することを検討する。その際、育児パウチャーの導入や、社会保険制度への転換についても合わせて検討する。

これらについては、子供と家族を応援する日本重点戦略に盛り込まれた包括的な次世代育成支援の仕組みを構築していく中で検討を行うということが、3か年計画における決定内容ということになっております。

今、どういう状況になっているかといいますと、平成19年末に終了した子ども家族応援する日本重点戦略会議がとりまとめた重点戦略に基づいて、この包括的次世代育成支援の枠組み構築のための議論の場というのは、今、厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会に移されました。そこでの議論を経て、5月に次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的な考え方というのがまとめられたところです。

ただ、これを見ても、例えば直接補助方式については全然記載がされてないとか、どういうスピードで、どういう検討を行っていくかということについても明確でないというようなことで、新しい保育メカニズムという非常にまだあいまいな表現にとどまっています、どういう進展がこれから図られるのかということがはっきり見えないという状況でございます。

7は「保育所の入所基準に係る見直し」で、これは保育に欠ける子ということで、入所基準が戦後定められたそのままになっておりまして、これについて就労が多様化しているので見直す必要があるのではないかという観点から議論してきたもので、3か年計画においては、保育所に入所していないが保育の必要性が高いと判断される児童の実態についての調査の結果や保護者の就労形態の多様化を踏まえて、保育所の入所基準の見直しについても検討を行うという形で決定内容を決定しているわけですけれども、今お話ししました、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的な考え方のところでは、新しい基準を検討していくというような抽象的な書き方になっていまして、これが実際にどのような入所基準を考えていこうとしているのかということについては、まだ引き続きわからないというような状況でございます。

今後、展開される議論については、一番右にありますけれども、さらなる進化とスピー

ドアップというのを期待しておりまして、明日、私ども公開討論をいたします。明日の午前中、厚労省とこれらの点につきまして、早速見解を伺ってみたい、それで我々の主張をしていきたいというように考えていますので、是非、明日の午前中にこちらの方に来ていただきたいと思っております。

以上でございます。

○木場委員 翁委員、具体的に時間は10時半から1時間程度でしたね。

○翁委員 はい。

○木場委員 よろしく願いいたします。

続いて、最後の6ページをおめくりください。教育タスクフォースより福井主査が欠席のため、小田原委員、よろしく願いいたします。

○小田原委員 それでは、18番にあります「教職大学院修了者の採用・処遇における公平性の確保」でございます。教員としての的確性については、養成課程のみではなくて実践を通じて培われていくものであることから、採用候補者の属する大学・大学院や教員免許の有無にこだわらずに、社会での豊富な経験を持つ者や、特定分野に秀でた能力を有する者を含め、多様な人材に門戸を開放し、世の中から広く人材を募ることが重要であると考えております。

これについては、お手元に⑤として示しました「教職大学院修了者の採用・処遇における公平性の確保について」という、当会議の意見書がお手元にあると思えますけれども、そういう考えに基づきまして、3か年計画における決定内容の概要は2段目に示してあるような形でございます。

制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講ずることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応すべきことを引き続き周知するということを決定したわけですが、これについては文部科学省としては通知を出しております。

ところが「評価及び理由」にお示ししましたように、この周知にもかかわらず、一部の教育委員会が教職大学院修了者に対して、通常の採用選考方法とは異なる観点・方法で選考することを検討中であることが、私どもの教育委員会に対するヒアリングからも判明いたしました。

そこで、閣議決定の趣旨を徹底すべく、教員採用権限を有する各教育委員会に対して、方法や名目のいかんを問わずに、実質的に教職大学院修了者が、そうでない者と異なる特例の扱いを受けることが決して生じないように、判断基準を更に厳しく周知すべきであると考えているところでございます。

以上でございます。

○木場委員 小田原委員、ありがとうございました。

どうぞ。

○草刈議長 済みません。今の資料と、その前の「平成19年度措置事項等の主なもの」

というのがあります。誤解を避けるように言っておきますと、全部が全部できないわけではない。主なものというのは全部で 95 個のアイテムがあります。そのうち 21 個が全然だめというものなんです。そういう意味で、×が付いているもの、特に××のものは、記者の皆さんに後でよく見ていただいて、御質問があればしていただきたいと思います。

○木場委員 議長、ありがとうございました。

ここまでは、取組みが不十分なものを御説明いたしました。続いては資料④を用いまして、ここまでのお話とは反対に地域活性化に資する施策の一環として、十分な成果が得られた代表例を御説明したいと思います。

米田委員、お願いします。

○米田委員 資料 4 の主に左側の「補助金施設の転用緩和」の話をさせていただきたいと思います。これはどういうことかということ、補助金を受けてつくった施設が各地にいっぱいあるわけですが、それを補助金の当初の目的以外に転用しようとすると、残った補助金を全額返すか、もしくは大臣許可を得ないと転用できなかったんです。

例えば学校給食の給食センターが、子どもがいなくなって余っているのに、その地域に高齢者が増えていたら、その学校用の給食センターで高齢者用の給食をつくれればいいじゃないかと話になりますが、現実には、文部科学省から出ている補助金で厚生労働省のような事業には転用できないというのがあったんです。

スクールバスが余っているのにコミュニティバスとして使えない。

また、市町村合併で今いっぱい庁舎が余っているんです。それを当初建てた目的以外に使えないという法律があったんです。それが補助金適正化法なんです。

それを、このたび私ども、あじさい・もみじキャラバンなどで、地方でいろんな要望を承っているんですが、そういう要望を集めまして、各省と折衝しまして、このたび画期的な規制緩和を勝ち取りましたので、ここで御紹介したいと思います。

今まででしたら、大臣許可を得に行くか、もしくは補助金を返還しなければ転用できなかったものを、補助金を受けてつくった後、概ね 10 年経ったものについては報告だけで、自治体の方々が自由に転用できるようになりました。

勿論、自治体ですから、市町村などで、議会で議決した上でということなので、完全なモラルハザードではなくて、地方分権の中で自治体の方々が自分たちで判断して、10 年以上経ったものについては報告だけで転用できる。

今度は 10 年未満のものなんですけれども、市町村合併が最近は多いですけれども、市町村合併によるものですか、地域再生の施策によるものについては、同様に報告だけで転用できることになりました。

これは、実は自治体の方にとっては悲願とも言える規制緩和です。今いろんな自治体の方がひも付き補助金を交付金化しようという話がずっとありますね。何でもひもを付けずに、自分たちの裁量に任せてくれという分権の動きがあるんですが、過去に建てられた施設についてはひもが付いたままだったんです。当初の目的で規定された制約を一步も外れ

ることができなかつたために、市町村は80年代後半からふるさと創生事業から始まって、ふるさと何々事業ということでたくさん、庁舎とか、ホールとか、公民館とか、いろんなハコモノを建ててきたわけなんです、それがもう十分いっぱいあるのに、結構維持運営にお金がかかって活用できない。もっとこれを自由に活用できたら、今ある資産でいろんな地域活性化ができるのにとということで、大変な要望があったものだったんです。

それをこのたび、いろんなキャラバンで要望を集めるとともに、地方分権推進委員会ですとか、自民党の地域活性化特命委員会とともに頑張りました、このたび画期的な運用緩和を勝ち得たわけでございます。これは転用だけではなくて処分も含まれておりますので、民間譲渡ですとか、廃棄ということも含まれております。

自治体の方々が、過去につくられたひも付き補助金を、過去にさかのぼって交付金化する。これは地方分権とか地方自治にとりまして、画期的な緩和だと思っています。

こういうこともやっておりますけれども、ただ、こういう緩和を勝ち取りましたといつて、ではこれで一步のドアが開いたので、さあ、よかったですねで終われるかという、実はそんなこと全然ありません。是非皆様方のお力を借りたいと思っておりますが、こういう緩和ができましたということ、是非周知していただきたいと思っております。それでなければ、実は財務省の補助金の連絡会議というものがあつて、そこで決まった方針で、実際の運用規則はこれから各省がつくっていくんです。各省がつくっていく中で、大原則を踏まえた緩和になるかどうかというフォローがとても重要になってきます。

これは、国庫補助に対する規制緩和ですけれども、また県の補助はどうなのか。国の補助でつくった学校を県の補助で耐震改修したような場合は転用できるのかという問題も発生してきます。

あと保育とかで挙げています。例えばこの建物を用途変更してリフォームしようというときも、介護にかかる仕様はいろんな基準が事細かに決まっています、それももっと地方に合わせた形で柔軟に運用していく、規制緩和を一緒にやらないと、実は一步のとびらが開いても、本当に地方の自治体の方々が、自分たちの持っている施設を最大限に活用することにはならない。この後、さまざまな規制緩和の案件が立て続けに起こりますので、規制改革会議といたしましては、是非そういった次のドア、次のドアというふうに頑張っていきたいと思っておりますので、まず第一歩が開いたということの周知に、御協力をいただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○木場委員 どうもありがとうございます。

以上が会議からの報告でございました。

それでは、これより質疑応答に入りたいと思っております。質問のある方は挙手いただきますよう、お願いします。

○記者 資料3の不十分な項目についての見解の資料ですけれども、この作業というのは、今年の4月にやられたということによろしいのでしょうか。

○草刈議長 4月というよりも、左から2番目の欄を見たらうと、例えば3か年計画に

おける決定内容の概要と書いてありますね。それで、例えば一番上の支払基金の業務効率化計画を作成するというのを厚労省がコミットしました。期限は19年度ではなくて、去年の末ということです。次のものは、19年度末、それから、例えば保育のところと言うと、8番目のところで、19年度検討開始、平成20年度結論というようになっているわけです。ですから19年度中にやると書いてあるものはやらなければいけないわけです。私のオブリゲーションがあるわけです。それがちゃんとできているかどうかというのは、3月31日まで期限があるわけだから、それ以降に、ちょっと遅れていますとか、遅れているというのはいつまで遅れるんだという話で、つい最近までずっとやっていた。

それから、保育については、社会保障審議会で、今、やっているのだから、それが変な方向に行かないように、今、チェックして、明日公開討論をやるというのは、そういう意味です。ですから、4月という意味ではなくて、現在、ちゃんとやっているかどうかをチェックしています。

○記者 特にチェックをしようということで作業をしたわけではなくて、期限があるものについては、ずっと見ているという感じでチェックをしてまとめられたというのが、この資料ですか。

○草刈議長 要するに、私らが、この規制改革がきちんとできたか、ちゃんと成果としてそれが担保されるかどうかというのは、要するに、まず、まず閣議決定をしてもらおう。そのために、向こうの官庁にうんと言ってもらおう。そのように合意したものが書いてあるわけです。

それ以外に、私ら勸告権も何もないですから、これ以外に成果を確保できないんです。成果を確保したつもりでいても、何か知らないけれども逃げられてしまうというケースがあって、更に最悪なのは、それを通知・通達というもので引っくり返してしまうとか、極めて悪質なことが、混合診療というのでも去年起こっていたわけですが、そういうことがないように、要するに、民間企業で言うところのPDCAサイクルというのがあるでしょう。P、Dはいいんですけれども、Cのところ、要するにチェックというところをきちんとやらないと、せっかく取ったつもりでよかったなと、国民生活のために規制が緩和されるというのに、それがなし崩しに何もなくなると、これをきちんとやろうぜというのが、6月までやってきたことです。

○木場委員 どうぞ。

○八田議長代理 19年度末までというふうに閣議決定されているものをすべて見て、ちゃんとやっているかどうかというのをこっちで判定したということです。

そのプロセスでは、悉皆的な調査をやっています。今、議長が言われたように、最終的には4月以降正式に判定しましたが、その前ももうそろそろ終わりだけれども、ちゃんとやるんだらうねというようなことのチェックはやりながら進めました。

○木場委員 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

お願いします。

○記者 基金の話が出ましたけれども、これは3か年計画の再改定で社会保障分野の重点項目に、当面基金の業務効率化と手数料と、それに向けての同意要件の除外というのを当面重要な課題に据えて、役所と交渉していくという、そういう感じになっていますか。

○松井委員 これは、あくまでも3か年計画で、我々はペケペケと判断しているわけですから、解釈の問題として。一方で、彼らはこれで十分だといっている。そこで、我々はもっと抜本的に合理化計画書を作り直せと。それが、今、平行線だということです。全体的な規制改革の問題点としては、重点というか、他にも大事なものがたくさんあるんですけども、あくまでも3か年計画の措置として、これはやはりちゃんとピン止めしておかないといけないと、そういう意味でこれを挙げたと、そういうふうに解釈してもらいたい。

○記者 同意要件の除外なんかは、これから要求していくといっていますけれども。

○松井委員 当然それについては、基金の問題を考える際の根源的な問題ですから、当然取り上げて、これからの議論に繋げていきたいということです。競争環境をつくれということは、同意要件とか、そういったものに絡んでいる話ですからね。

○木場委員 よろしいですか、ほかにございますか。

お願いします。

○記者 先ほど議長から少し御紹介がありましたけれども、閣議決定されているにもかかわらず、これだけ通知・通達なんかで、引っくり返されてしまうというようなこともあるというのは、これは規制改革会議を軽視されているようにも映るんですけども、その辺はどういうふうにとらえていらっしゃるのか。

○草刈議長 そんなにしょっちゅうあるわけではありませんけれども、2種類あって、さっき申し上げたのは、要するにこれは許されないことだと思っているんですけども、混合診療というのがあって、混合診療というのは、御存じのとおり、要するに自分が選択して自由診療をやった場合に、例えば入院している入院費まで健保が効かなくなってしまうという、私らに言わせると、非常にお金持ちどころか、貧乏な人を苦しめる制度だからやめろよなとあって、それで、その枠を広げるということで、2004年に合意しているんですよ。それは実際には随分広がるというようなことを言っていて、実際にそういう例示があった。

ところが、そこに通知というものを、課長が私らに何も言わないで通知を各病院に出して、それで薬事法というのをもち出して、範囲を狭めるような方向に行ってしまったんです。これは完全に裏切りというか、私らのやったことが全然無視されているわけですから、とんでもない話だといって、去年、松井さんを中心にやって、それでそれを引っくり返して、通知を取り消させたんです。それは、資料2に入っています。

そういうことがあるので、とにかく油断もすきもありはしないというのがあるんですけども、もう一つは、そうではなくて、ここに書いてあるものは、19年度中にやるとしているのに、さっきの松井さんの例で言うと、全然やったことにならないじゃないと、114

円のうち8円だけまけますなんて、そんなのは何のためにITを入れて合理化するんだと、こんなインチキなもので、ああそうですかと言うはずがないでしょうということです。

ですから、ちょっと性格が違うんですけれども、2つ種類があって、前者の方は、私は非常に悪質なものだと思うし、軽視されるというよりも、これは許されないことではないかと、私は思っていますけれども、一方、この資料3の1番、2番のものはそうではなくて、やるというものです。向こうはそれでいいと思っているのかもしれないけれども、我々が期待しているのは、全然そんなことではなくて、せめて韓国並みぐらいにしなさいという事ですが、そこに全然至っていないではないかと、抜本的な改革にも何にもなっていないから××ですよという評価です。これはやっていないからしょうがないですね。追求していくということです。

○記者 今後の3次答申に向けて、どういうことが課題になるのかというところでいうと、先ほどおっしゃられた混合診療なんかにも、全面解禁は見送られてしまいましたけれども、今後、全面解禁に向けて、もう一回混合診療を議題に挙げるとか、その辺はどうですか。

○草刈議長 勿論、そのつもりですよ。そのうち、また高裁の判決が出るわけです。それも一つの契機になるし、私らは、この前のもので満足しているわけでは決してありませんから、これは継続的に当然やっていく。

○木場委員 お待たせしました。

○記者 先ほどの診療報酬の直接審査における同意要件の撤廃の話なんですけれども、それは中間とりまとめに向けての一つの大きな要求事項になると考えてよろしいでしょうか。

○松井委員 多分、そういうふうになるであろうし、これは突然、我々が持ち出した話ではなくて、この支払審査の問題については常に直接審査というものが一つの大きなテーマになった上での応用問題としていろいろ取り上げているわけで、やはり同意要件というものがどう考えても非現実的なわけですから、これについて何とかしてというのは別に今のこの会議だけではなくて、その以前の会議からずっと要求しています。だから、それと絡めて当然なっていくでしょうという見解を先ほど申し上げたというふうに理解してください。

○記者 あと、御説明いただいた3の資料の網掛け部分は、ほかのものとどう違うかあるのでしょうか。

○松井委員 これはさっき言ったように××ですから、アウト・オブ・クエスチョン、論外、絶対許せないという意味で取り上げたということです。

○中条委員 ×にも網掛けのものとそうでないものがあるので、その差は何かと言う質問です。

○草刈議長 本当は全部説明したいんですけれども、時間がないから、それで取り分け強調しておきたいところを言っているだけで、あとは読んでいただき、ご質問あれば、是非、事務局に問い合わせただければいいと思います。

○木場委員 どうぞ。

○記者 今の支払基金のスケジュールなんですけれども、××ということで、ですから、見直しを求めているということなんです、具体的に、支払基金に対してはいつまでとか、そういった提示はされていますか。

○松井委員 彼らは一応、出したからこれでおしまいというスタンスですから、いつまでにもう一回、再度出せとかそういうことにはなっておりません。

ただ、先ほどは申し上げませんでしたけれども、国民的な関心として、皆さん御存じのように、750億円の健保から政管健保への補てんという問題がありますね。これが、今、例のねじれ国会で宙に浮いています。それが実施されるかどうかはわかりません。ただ、いずれにしろ、今、話題になっている後期高齢者問題も含めて、健保がいろいろな形で負担が増える中で、こういった、だれが考えても合理化できる、コストが下がるといったものを放置しておいて国民が黙っていると思うのか馬鹿野郎ということで、恐らく、これから国民の重大な関心と呼ぶ事項になるであろうということです。だから、こういうところで馬鹿野郎みたいな下品な言葉を敢えて使ったのは、これをクローズアップしてもらって、国民の皆さんに大いにマスコミの方から周知させてくださいということです。お願いします。

○草刈議長 それから、もう一つ付け加えると、今の750億円をいわゆる健保組合から持って行ってしまいます。そういう問題ももう一つあるんですけれども、今、話題になっている2,200億円のいわゆる社会保障費を削減するというのが公約で5年間やらないとだめですということを片方で言っているわけです。それもなかなか大変だというのは大変なんですけれども、こういう無駄を削れることがいろいろあるでしょう。それで、審査、支払業務の見直しをもっと広げていくと国民健保もあるんです。そうすると、国民健保はこれよりもっとスケールが大きいですから、一千数百億円のものを使っている。だから、両方とも、これを合理化すれば相当程度のいわゆる無駄の排除ができるから、それによって社会保障の財政もそれなりのプラスにはなるでしょうということも含めてです。

○木場委員 ほかにございますでしょうか。

○記者 今回、評価されているものの××と×と△と、それぞれに数があれば、あるいは△以外の○とか何かがあるのであれば教えていただきたいんです。

○記者 これが全部ですか。先ほど九十幾つかあるとおっしゃっていましたね。

○草刈議長 それは資料2の方です。資料2というのは19年度にやるということで、いわゆる閣議決定されたものの主なものがこれだけ、九十幾つあります。そのうち、勿論、ちゃんとやってくれているものもあるけれども、やはり非常に、まだまだやっていない、あるいは全然やっていないとか、やり切れていないとか、少し疑問ですねというものを集めたものが、この21個と考えていただければいいと思います。

○記者 そうすると、この95のうちの21が△以下で、それ以外のものについてはどういう評価と考えておられますか。

○草刈議長 ですから、それは完全に満足かどうかは別にして、それぞれ、ここに書いて

あるような形でやってくれているといたしますか、当然の義務といえば義務なんですけど、お約束したとおりにちゃんと履行されているという理解を私どもはしているということです。

○記者 必ずしも残りが〇ということではないんですね。

○草刈議長 物すごく、100%満足ですというわけにはなかなかいかないんですが、でも、ちゃんと書いてあることはそれなりにきちっとやってもらっているという評価をしていると理解していいんでしょう。

○八田議長代理 そうです。

○松井委員 そういうことなんですけれども、例えば平成 20 年度以降措置するといつて、まだ将来の話ですから、それを見ないと何ともコメントしようがないようなものも含めて、別にこれは◎とかそういう意味ではなくて、これから様子を見るというのも入っています。

○中条委員 資料 2 の中には、我々が要求していることの中でも平成 20 年以降のものは入っていないんです。それは更に、この 3 倍か 4 倍ぐらいあるという話です。

それから、閣議決定された内容を我々が 100% OK と思っているわけではないです。我々の要求はもっと高いところにあるわけなんですけれども、閣議決定としては、答申として書く内容としてはこれぐらいで仕方がないということで了解している部分もあります。それで、今回はその閣議決定されたことについて満たされているかどうかですから、我々が要求しているものを満たしているとはとても考えられないと考えていただいていると思います。

○八田議長代理 念のために言えば、平成 19 年度末までに措置すべきことを悉皆的に調査した上で、我々が不十分だと考える項目はすべて、この資料 3 に載っているということです。

○中条委員 逆に、この資料 2 に出ている中で成果が上がったものはたくさんあるわけですね。その一つを、先ほど補助金の件で紹介していただきましたけれども、ほかにも幾つもの成果が上がっているものはあります。

○木場委員 お待たせしました。

○記者 今まで伺ってきまして持ちました印象としまして、年末に向けての進め方としましては、新しい項目もそうなんですけど、それ以上に 1 次、2 次とやってきて、不十分であったり、動かなかつたりというようなものを何とかしていく。つまり、既存の挙がってきた項目について、この 21 項目に代表されるような難物を何とかしていきたいというふうに力を置いているということなんですか。

○草刈議長 それは誤解で、いい質問をしてくださったのでお答えしますけれども、ここに書いてあるものは、一応、閣議決定まで持ち込んだものですね。それで全然持ち込めなくて、毎回、議論をして物別れというのは星の数ほどございますね。例えば農業問題にしても、いろんなものが、どうしても合意できないというものも死ぬほどある。

したがって、我々の方としては、この問題は勿論、継続してやりますけれども、それだけではなくて、さっき中間とりまとめと申し上げましたけれども、今、私たちがやらなければいけないことは何だろうということを我々の考え方を含めて具体的にしっかりと把握

して、今までの経験も踏まえて、言うまでもなく別の、これ以外のやらなければいけないアイテムはたくさんありますから、勿論、これ以外のものもたくさんやっていく。これは恐らく7月ぐらいに、新しいアイテムは当然、そこでリストアップして皆さんに御紹介することになると思います。

ですから、中間とりまとめというのはそういう意味で、これ以外にもやらなければいけないものをもう一回、総レビューしてやるためのまとめですから、この後にはたくさん、まだ我々がやらなければいけない新しいこと、合意ができていないこととか、たくさんやらなければいけないと思っていますが、今のところ、まだそういうリストは出していないので、それはもう少し待っていただきたいといいますか、中間とりまとめの後で御紹介します。

○木場委員 どうぞ。

○記者 先ほどの議長のお話の中で、社会保障費の削減のところの話がありましたけれども、国民健康保険の合理化とかそうしたお話で、これはこれからの議論の課題に本当に具体的に入れていく可能性があるのかどうか。

○松井委員 それは、保険には健保ともう一つ、国保というものがありますね。この国保において支払基金と同じような機能を国保連がやっているわけです。それに大体、枚数で十何億枚やっておりますから、これの支払基金と同じようなファンクションを国保連に当てはめると、多分、一千何百億円になるのではないですか。そうすると、合わせて2,000億円ぐらいになって、これを削除したら、無駄を排除すれば余裕ができるでしょうということを議長はおっしゃったということです。

○木場委員 ほかにございますか。

どうぞ。

○記者 確認なんですけれども「4. 今後のスケジュール」の中の6月の調査審議とありますけれども、この調査審議というのは中間とりまとめに向けた調査審議ではなくて、平成19年度措置事項で措置が不十分な項目についての調査審議という理解でよろしいのでしょうか。

○草刈議長 そうです。中間とりまとめというものとはとりあえず余り関係なくて、今、これが今まで調査審議した結果なんです。それでまだ残っているものがあって、例えば保育については調査審議の一環として、明日、公開討論をやります。そういうふうに理解していただければと思います。

○木場委員 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして第1回本会議の記者会見を終了したいと思います。もし、お配りした資料の中で不明の点などがございましたら、是非、事務局の方にお問い合わせください。よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

○草刈議長 どうもありがとうございました。